

## 議案第40号

### 狭山市印鑑条例の一部を改正する条例

狭山市印鑑条例（昭和50年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「個人番号カード」の次に「（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）」を加える。

### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

令和5年6月1日提出

狭山市長 小谷野 剛

### 提案理由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴い、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機において、移動端末設備の使用による印鑑登録証明書の交付を実施したいので、この案を提出するものである。